

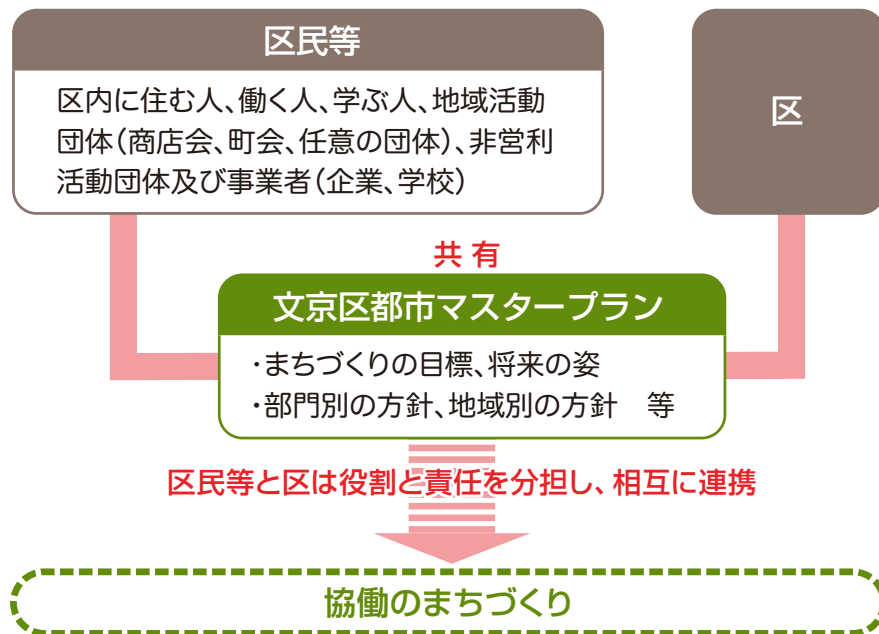
6 実現化に向けて

(1) 基本的考え方

① 役割分担と協働のまちづくり

- 都市マスタープランを実現するため、区及び、自らまちづくり活動を担う区民等すなわち、区内に住む人、働く人、学ぶ人、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の各主体は、都市マスタープランにおけるまちづくりの目標や将来の姿、そして部門別の方針や地域別の方針などを共有します。
- 区を含む各主体は、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、地域特性やニーズに応じたまちづくりに積極的に参画するとともに、相互に連携を図りながら、協働のまちづくりを進めます。

図6-1 区民等と区の協働によるまちづくりの推進



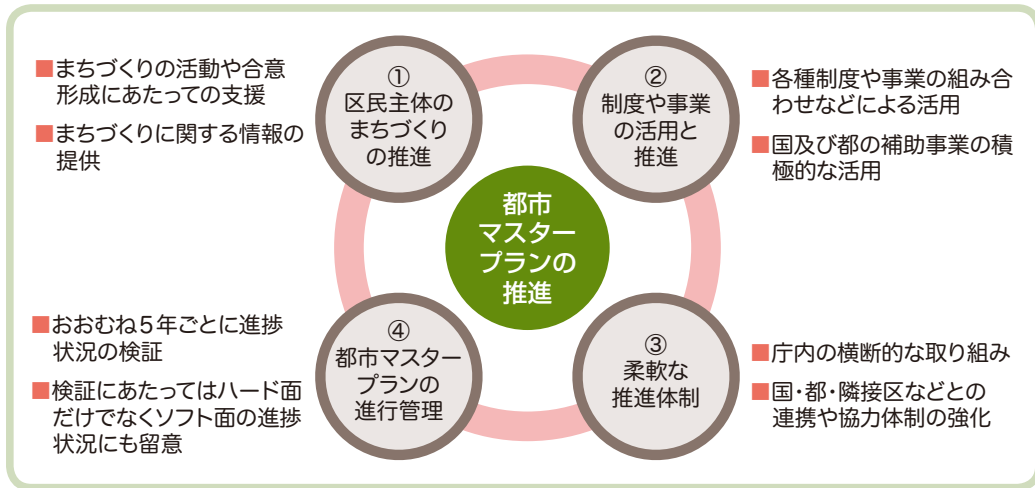
② 戦略的かつ効果的なまちづくり

- まちづくりを進めるにあたっては、多くの資金を必要としますが、近年の厳しい経済状況をみると、多方面に渡り多くの事業を実施することは極めて困難です。このため、限られた財政状況の中で、戦略的に優先事業や施策を選択するなど、計画的なまちづくりを進めます。
- 道路や公園、公共の建築物などの整備や再整備にあたっては、環境負荷の軽減への配慮を行うとともに、コストと品質のバランスへの配慮に努めます。また、整備効果を最大限高めるよう工夫し、それらを長期間使えるようにするため、計画的な点検、修繕及び更新に努めます。

(2) 都市マスタープランの推進

○都市マスタープランを推進するにあたっては、以下の4つの取り組みを大きな柱とします。

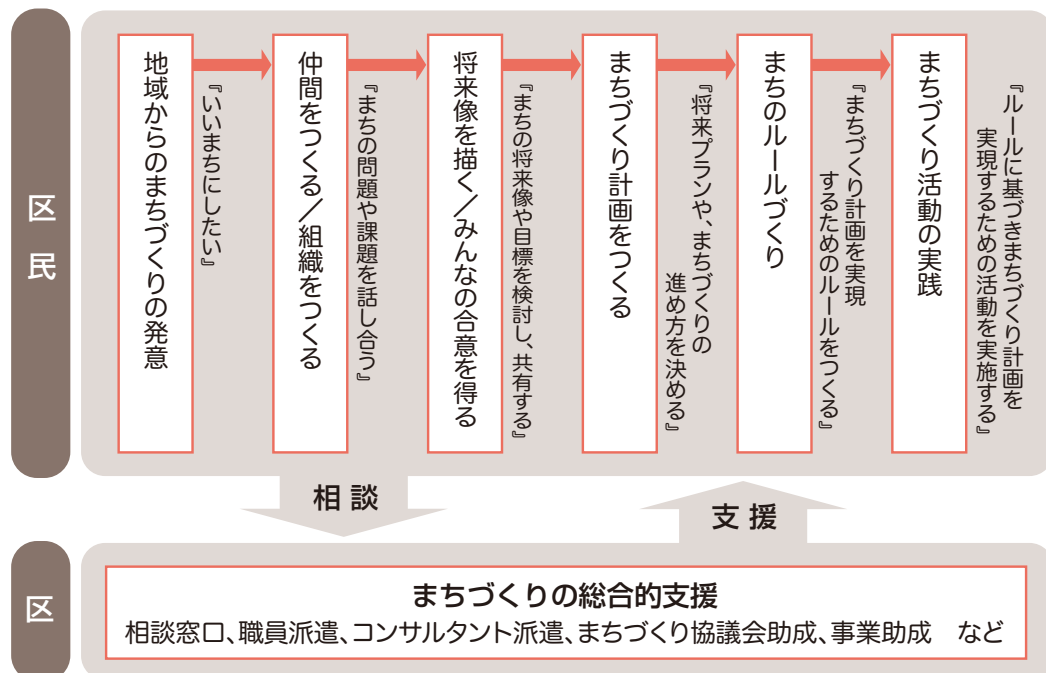
図6-2 4つの取り組みによる都市マスタープランの推進



① 区民主体のまちづくりの推進

○まちづくりにおいては、区民が中心になって、自分たちのまちをどのようにつくっていくかを検討していくことが望まれます。また、まちづくりを進める上では、関係権利者の合意形成を図っていくことが必要不可欠となります。このことから区は、コンサルタント派遣などによる区民のまちづくり活動や合意形成にあたっての支援、まちづくりに関する情報の提供などにより、区民が主体となるまちづくりを総合的に支援します。

図6-3 区民が主体となるまちづくりの推進のイメージ



- 都市マスタープランやまちづくりに係わる個別部門計画、まちづくり基本計画などの策定にあたっては、商店会や町会など様々な立場からの参加によって、意見の反映に努めるとともに、十分周知を図り区民が主体となるまちづくりを進めます。

②制度や事業の活用と推進

- 土地利用や住環境、景観などをより良いものとするため、都市計画法*や景観法*などに定められている地区計画*や市街地再開発事業*、景観の届出制度などの各種制度や事業を活用し、それらを効果的に組み合わせることによって、総合的かつ一体的な整備が可能となるよう、まちづくりを進めます。
- 市街地再開発事業やコミュニティ道路*整備事業などのまちづくり事業については、国や東京都の補助事業などを積極的に活用します。
- 効果的なまちづくりや協働のまちづくりを進めるために、区独自の施策について検討します。

③柔軟な推進体制

- まちづくりは区においては、多岐に渡る課題を調整しつつ、総合的に行政運営を行う必要があります。このため区内においては、まちづくりに係わる関連情報の共有や情報提供、計画や事業実施にあたっての相互調整など、横断的な体制で進めます。また、国、東京都、隣接区などの関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

④ 都市マスタープランの進行管理

- 都市マスタープランに基づきまちづくりを進めるために、都市マスタープランの内容が個別部門計画や施策、事業へと移行するよう、適宜、進捗状況の把握に努めます。
- おおむね5年ごとに、区民の参加のもとに都市マスタープランの進捗状況の検証を行い、必要が生じた場合は見直しを行います。
- 検証にあたっては、ハード面の進捗状況に加えて、計画づくりやまちづくりへの区民の参加の状況、区民の自らのまちづくりの取り組み状況など、ソフト面の動向やプロセスに関わる進捗状況に留意し、総合的な管理に努めます。また、必要に応じて検証の結果をまちづくりのプロセスの改善に反映します。

図6-4 検証方法のイメージ

